



2024年4月10日

各位

会社名 株式会社売れるネット広告社
代表者名 代表取締役社長CEO 加藤公一レオ
(コード番号: 9235 東証グロース)
問合せ先 取締役 C F O 植木原宗平
(TEL 092-834-5520)

当社子会社(株式会社オルリンクス製薬)に対する消費者庁からの行政処分に関するお知らせ

2024年2月6日に、「株式会社オルリンクス製薬の全株式の取得(完全子会社化)に関するお知らせ」にて公表しました、当社子会社である株式会社オルリンクス製薬(本社:愛知県名古屋市中区、代表取締役:関口慎梧、以下「オルリンクス製薬」という。)は、消費者庁から、通信販売に関する業務について、下記のとおり、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)に基づく行政処分(3か月間の業務停止命令)を受けました。

お客さまをはじめとしたステークホルダーの皆様へ、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

行政処分の内容につきましては、オルリンクス製薬が当社子会社となる以前の一定期間(2023年11月7日~2023年12月19日)に実施していた販売手法であり、当社グループ加入後、現在に至るまで実施をしていない販売手法に対するものでございます。

今回の行政処分につきましては当社グループ全体で厳粛に受け止め、グループ一丸となって再発防止に向けて取り組んでまいります。

なお、本件行政処分による当社の2024年7月期通期の連結業績への影響につきましては、後段「4. 今後の見通し」に記載のとおりではございますが、今回行政処分を受けた内容は、現在実施していない販売手法であり、今後も実施を予定しておらず、2024年7月期につきましては「既存顧客との継続取引」等を中心に事業を計画していたため、軽微であると判断しております。

1. 本件行政処分を受けた日

2024年4月9日

2. 本件行政処分を受けるに至った経緯

オルリンクス製薬では通信販売を行っておりますが、そのうち2023年11月7日から2023年12月19日に実施した商品の販売行為が、特定商取引法に違反するとして、オルリンクス製薬の通信販売業務について、消費者庁から本件行政処分を受けました。

3. 本行政処分の内容

(1) 業務停止命令

2024年4月10日から2024年7月9日までの間、通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。
- イ 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ウ 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア オルリンクス製菓は、商品の販売条件について広告をしたとき、売買契約の解除に関する事項について、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をし、また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み(以下「特定申込み」という。)を受ける場合、当該特定申込みに係る手続が表示される映像面において、売買契約の解除に関する事項を表示していなかった。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策(法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。)を講じ、これらをオルリンクス製菓の役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ オルリンクス製菓は、通信販売により、オルリンクス製菓の商品に係る売買契約を締結しているところ、2023年11月7日から2024年4月9日までの間にオルリンクス製菓との間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の(ア)から(ウ)までの事項を、消費者庁のウェブサイト(<https://www.caa.go.jp/>)に掲載される、オルリンクス製菓に対して前記(1)の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、2024年5月9日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書(通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。)により報告すること。

なお、2024年4月23日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の業務停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 処分の原因となる事実の内容のうち消費者庁から指定された部分

ウ 処分の原因となる事実の内容のうち消費者庁から指定された部分を消費者に周知すること。

エ オルリンクス製菓は、今後、オルリンクス製菓が行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

(3) 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4. 今後の見通し

本件行政処分による当社の2024年7月期の連結業績への影響につきまして、オルリンクス製菓が実施している通信販売業務について、今回行政処分を受けた内容は現在実施していない販売手法であり、2024年7月期は「既存顧客との継続取引」等を中心に事業を計画していたため、軽微であると判断しております。

また、今回の行政処分につきましては2024年3月5日に消費者庁から弁明機会の付与を受け、1月に渡りオルリンクス製菓から弁明書の提出等の対応を行ってきたものであるため、2024年7月期の連結業績予想につきましては、2024年3月15日に公表いたしました「2024年7月期通期単体業績予想の修正及び2024年7月期通期連結業績予想の公表に関するお知らせ」における連結業績予想へ既に織り込み済みであり、変更する予定はございません。

今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上